## 特集《知財における人材育成》

# 理系学部における知財教育

"甲南大学の事例"

# 会員 古川 安航



## 要約

兵庫県の甲南大学で約10年、非常勤講師を務め知的財産の講義を行っている。この講義内容を本稿において紹介する。

この講義は理系学部の科目ではあるが、履修者には理系学部の学生のみならず、法律系学部の学生も多い。 15回の講義をすべて講演形式で行っており、期末には試験を実施する。

特許・意匠・商標以外に、もちろん著作権や不正競争防止法も講義対象である。しかし筆者が弁理士であるためか、特許や商標を講義の中心に据えたくなり、実際、そのとおりにカリキュラムを組んでいる。

ところが、講義に対する学生の反応から推し量ると、学生は著作権に最も興味があるようである。将来進む 道としても著作権を中心とする権利ビジネスを視野に入れている者も多い。これは筆者の講義の履修生のみな らず、学生の一般的傾向なのかも知れない。そうだとすれば大学の知財教育を考える上での参考となるだろ う。

#### 目次

- 1. はじめに
- 2. 講義の概要
  - 2-1. 講義の履修者
  - 2-2. 講義カリキュラムの概要
  - 2-3. 講義形式
  - 2-4. 学生の受講姿勢
- 3. 講義内容の概要・学生の反応
  - 3-1. 知的財産総論
  - 3-2. 特許
  - 3-3. 意匠
  - 3-4. 商標
  - 3-5. 著作権
  - 3-6. 不正競争防止法
  - 3-7. 知的財産権管理・特許等情報・特許等調査
- 4. 成績評価から
- 5. 授業改善アンケート
- 6. おわりに

## 1. はじめに

兵庫県神戸市の甲南大学で非常勤講師を務めるよう になって10年近くになる。講義は知的財産について のものである。

大学における知財教育と言っても、種々の形態のも のを考えることができるだろう。例えば、特許制度を 教えるにあたり、「特許法」と題する書籍を教科書とし て用い、それに沿って重要条文を解説してゆくという 形式のものもあるだろう。また、ある発明の内容を説 明したうえで、その発明を保護する特許請求の範囲を 学生にドラフトさせるという形式のものもあるだろ う。

筆者の講義では特定の書籍を教科書として使ってはいない。毎回の講義は全て講演形式で進めており、演習形式をとることもない。

この講義の履修者には、理系学部の学生以外に法律 系学部の学生も多い。法律系学部の学生が期待する講 義内容は、理系学部の学生が期待するものと異なるか もしれない。

筆者が弁理士であるためか、知財教育というといき おい特許法や商標法を、それも日本のそれを解説した くなるということを自覚している。

もちろん, 弁理士の構成割合をみると, 理系学部出身の者が法学部出身者を大きく上回るので, 理系学部の学生であると言っても, 弁理士受験を志す者がいるかもしれない。

しかし、これから社会に出ようとする者であって、 特に大学に入学して間もない者に知的財産の概念やそれを保護する意義を理解してもらうには、あまり法律 的になったり、狭く限られた範囲を教えるのではな く, 多少浅くても広くその概念を教えることが好ましいのではないかと思う。

また,この科目が本来は理系学部の科目であることも意識し,法律に傾きすぎないように注意しながら講義している。

この講義を通じて、学生に知的財産の基本的な概念、社会における位置づけや重要性を理解してもらいたいと考えている。

この講義を受けた学生が将来社会に出たとき,不可 避的に知的財産の問題に直面するだろう。そのような ときに,少しでも彼らの助けになるような講義にした いと考えている。

履修者の多くは理系学部の者である。よって、履修者には法律的知識がないということを前提にして、講義カリキュラムを組んでいるつもりである。また、興味を持って聴講させるために耳目を引く紛争事例などを多く題材として使っている。

筆者がこの大学で担当する講義を,ここで紹介する。

#### 2. 講義の概要

## 2-1. 講義の履修者

この講義は、理工学部を対象とする科目と、知能情報学部を対象としての科目とを、同一講義室・同一時間に行っている。いずれの学部も理系学部である。

知能情報学部の科目の履修者は、ほとんどが第一学年の学生である。しかも前期の科目であるので、彼らの多くは大学に入学してすぐにこの講義に接することになる。特許法はもちろんのこと、その他の法律も学んだことがない者がほとんどであろう。

一方,理工学部の科目の履修者は,第三学年,第四学年の学生がほとんどであり,また,理工学部の者だけではなく,法学部の者が多く履修している。

#### 2-2. 講義カリキュラムの概要

シラバスでは「知的財産権総論」「特許」「意匠」「商標」「著作権」「不正競争防止法」「知的財産権管理・特許等情報・特許等調査」の順番で15回の講義が進むとしている。実際の講義では順番がこのとおりに守られないことが多いが、一応の目安としている。特許に最も多くの時間を割き、次いで商標である。著作権や不正競争防止法の時間は少なく、それぞれに1回ずつの講義を割り当てているだけである。

#### 2-3. 講義形式

基本的に 15 回の講義をすべて、私からの話を聞いてもらう形式で進めており、演習や討議は採り入れていない。特定の書籍を教科書として使ってはいない。

講義後に質問に来る学生がおり、その学生の質問から、その日の講義において説明がわかりにくかった点を知ることができる。そのような場合は、次回の講義で補足説明を行うことにしている。

## 2-4. 学生の受講姿勢

学生の受講姿勢はきわめて真面目である。履修者数 は毎年 100 名以上である。

毎回の出席を成績評価に反映させている(つまり, 出席点を採用している)が、遅刻して入室した者に対 しては、聴講は認めるものの出席点は与えないことに している。にも関わらず、遅刻して入室してくるがそ のまま聴講する者が毎回の講義で何名かいる。

#### 3. 講義内容の概要・学生の反応

各講義の概要と学生の反応は次のとおりである。

#### 3-1. 知的財産権総論

総論では、知的財産の種類、保護の概念などを説明 するが、この講義において特徴的であると筆者が考え るものをいくつか紹介すると、次のとおりである。

## (1) 日本知的財産協会

日本の特許制度の概要を教える上で、特許庁の機能 や我々弁理士の役割を説明するのはもちろんである が、この講義では特に日本知的財産協会の存在を教え ている。法人格も持たず、民間の任意団体にすぎない 日本知的財産協会がこの国の特許制度において重要な 役割を果たしていることを教えている。

#### (2) 特許と規格(標準)

独占権である特許権と、広く利用されることを目的とする規格とは相反する概念のものであるが、企業が技術開発においていかにして両者を利用し、調整を図っているのかを教えている。事例として、最終的にブルーレイにおさまった第三世代 DVD の規格争いを教えている。

#### (3) 学生の反応

学生の反応として、主に講義後の休憩時間に質問等 のためにやってくる学生の話から、筆者が感じるもの を紹介する。 知的財産総論について言えば、特許と規格の話をした後、内容の確認のために質問に来る学生が、ほとんど毎年いる。講義での説明がわかりにくかったために質問にやって来るのであろうが、一方で学生が興味を持つ題材であるということも言えるのではないかと思う。

## 3-2. 特許

特許については、もちろん特許を受ける権利・特許 要件・出願・審査・権利の効力を一通り教えるが、こ の講義で特徴的と考えるものを紹介すると、次のとお りである。

## (1) 特許制度の起源

特許制度の起源を教えている。15世紀~16世紀のヴェニスの制度,専売条例が発令される前のイギリスの特許状(これは,新規な発明の保護という性質のものではなかったこと),その後の専売条例,日本の専売特許条令などを教えている。

#### (2) 特許要件

この大学での講義を始めた当初、特許の講義では特 許要件を網羅的に詳しく教えていた。しかし、徐々に 特許要件についてはごく基本的な項目のみを教えるよ うに変わっていった。特許要件を網羅するより、基本 的な項目についてのみの説明を繰り返し行った方がよ いと考えるようになったからである。そのように考え た理由は、期末に行う試験の答案の内容からである。 網羅的に特許要件を教えていたころの答案では、基本 的な特許要件についても芳しくないものが多かった。 本年度の講義で教えた特許要件は、新規性、進歩性、 先願(先発明)のみである。

## (3) 著名発明者

この講義では、発明者に光を当てることとし、数名の著名発明者を紹介している。例えば、安藤百福氏(インスタントラーメンの発明者であり、日清食品の創業者)、臥雲辰致氏(臥雲式紡績機の発明者)などである。特許制度をうまく利用して起業に成功した例や、反対に、利用できずに不運な結果に終わった例を紹介している。

#### (4) 発明は誰のものか

日本における特許出願の大部分が職務発明であることから、また理系学部の学生は将来企業における職務 発明の発明者となる可能性が高いと考え、「発明は誰 のものか」というタイトルで、特許を受ける権利と職 務発明のことを教えている。題材として、青色発光ダイオード事件<sup>(1)</sup>を使っている。

#### (5) 特許紛争

特許権侵害訴訟に至るまでの当事者間の書簡のやり とり、訴訟提起後の進行について教えている。特に進 歩性に疑義がある発明についての紛争を、冷凍枝豆事 件<sup>(2)</sup>を題材に使って教えている。進歩性に疑義のある 発明を選んだのは、侵害訴訟と同時に進行する無効審 判や審取訴訟の話をしやすくするためである。

(6) '80 年代の米国プロパテント政策から現在まで '80 年代に始まった米国のプロパテント政策や,日本企業が多く米国での紛争に巻き込まれたこと,それを契機に日本の企業が米国を始めとする外国で特許出願する重要性をあらためて知らされたこと,生産地としての中国での特許出願が重要視されてきたこと,現在では日本の企業が外国でのみ特許出願することも珍しいことではなくなったことなどを,その理由とともに,グローバル経済の流れの中で説明している。

#### (7) 学生の反応

特許を受ける権利と職務発明の講義した後, 質問に やってくる学生がときどきいる。興味を引く題材のよ うである。

#### 3-3. 意匠

意匠について、この講義で特徴的と考えるものを紹 介すると、次のとおりである。

#### (1) 意匠の起源

意匠の起源について教えている。たとえば、18世紀のフランス(リヨン)の織物の図案保護制度や日本の意匠条例についてである。

## (2) 登録要件

意匠登録要件についても、ごく基本的な項目のみ教 えるようになってきた。その理由は、特許要件につい て述べた理由と同じである。

#### (3) 意匠と特許の併用

コクヨがヒット商品「カドケシ<sup>(3)</sup>」について、特許権を取得し、かつ意匠権を取得している(さらには商標権も取得している)実例を教えている。

#### 3-4. 商標

商標について、この講義で特徴的と考えるものを紹 介すると、次のとおりである。

#### (1) 商標の起源

古代エジプト時代の制作者のマークの刻印のこと や、日本の商標条例のことなどを教えている。

## (2) 商標の概念, 使用の概念

商標の概念や、商標を使用するということの概念を 教えることには難しさを感じている。実例を多用し て、「商標」と、商標ではない社名表記や印を対比させ ながら説明することにしている。また、商標使用の態 様と、使用とは言えない態様の比較を、実例を用いて 説明するようにしている。

## (3) 商標・屋号・商号

商標,屋号,商号を対比しながら説明している。これにより商標とはどのようなものかを浮き彫りにして,理解することが容易になるのではないかと期待してのことではあるが,講義後の,学生からの個別の質問から推し量ると,かえって混乱させてしまっているのかも知れない。

#### (4) 識別力

識別力というものの概念も、教えることには難しさ を感じている。今は商標法3条を借りて説明している のであるが、よりわかりやすい方法を模索している。

#### (5) 登録要件

識別力以外に、商標法 4 条の不登録事由をいくつか 説明し、先願についても説明しているが、商標法 8 条 (先願) と 4 条 1 項 11 号 (先願に係る他人の登録商標) とを一体のものとして教えている。この方が学生が理 解しやすいと今のところ考えているからではあるが、 是正すべきかも知れない。

## (6) 普通名称化, 慣用商標化

識別力を有していた商標が普通名称化、慣用商標化 してしまった例をいくつか紹介している。

また,企業が,重要な商標が普通名称化,慣用商標化してしまわないようにいかに商標管理をしているかを説明している。

#### (7) 学生の反応

講義後にやってくる学生の質問には、「商標」「使用」 「識別力」に関するものが多い。正確に理解すること が難しいのであろう。理解しやすい講義内容を工夫す る必要性を感じている。

#### 3-5. 著作権

著作権については、その概念、種類、発生要件など を教えているが、この講義で特徴的と考えるものを紹 介すると、次のとおりである。

#### (1) 著作権誕生の歴史

15世紀のグーデンベルクの活版印刷機の発明が契機となり、最初は印刷業者や出版業者を保護するためのものとして誕生したものであるということを、つまり、当初は著作者を保護するという性質のものではなかったということを説明している。また、その後の業者と対等に交渉する力を持つ著作者の台頭により、徐々に著作者保護に傾いてゆき現代的な著作権が生まれたということを説明している。

著名な著作者が、著作権制度が未熟であったために 十分な収益が得られなかった例などを紹介している。

封建的な時代から、フランス革命を通じて時代が変 遷して行く中で著作権の概念が変化してゆく様を、こ のような時代背景の中でうまく説明できればよいので あるが、それは今後の課題である。

#### (2) 翻案

著作権の支分権の中でも翻案の概念はわかりにくいのではないかと考え、紛争事例を使って説明している。題材に使っているのは、漫画の内容が、漫画家の許諾なしにテレビドラマに翻案されたとして争われた、「先生、僕ですよ」事件(4)である。

#### (3) 学生の反応

著作権に関しての学生の興味は高いようである。 「将来は権利ビジネスに携わりたい。」「どんな企業に 入れば権利ビジネスに関わることができるのか教えて ほしい。」と言う学生が何名かいた。彼らが言う権利 ビジネスとは、どうやら著作権を中心としたもののよ うである。

著作権についての講義の回数を増やしてもらった方 がありがたい、と学生から要望を受けたこともある。

#### 3-6. 不正競争防止法

不正競争防止法については全体像を簡単に説明した 後,さらに限られた項目についてのみ詳しく教えてい る。具体的には,不正競争防止法2条1項1号(商品 等主体混同惹起行為),2号(著名表示冒用行為),3号 (商品形態模倣行為)のみを詳しく説明している。

これらに絞っているのは、もちろん時間の制約があるからであるが、意匠権侵害、商標権侵害の紛争において、併せて使われることが多いからである。

## 3-7. 知的財産権管理・特許等情報・特許等調 査

講義中に特許電子図書館 (IPDL) にアクセスして, 実際に検索してプロジェクタで見せている。検索対象 は学生になじみの深いものがよいと考え,有名人の発 明,例えば中松義郎氏 (通称:ドクター中松氏) の発明 を検索して見せている。

## 4. 成績評価から

期末に試験を行っている。主に論述式の試験である。この試験の採点結果と出席回数によって成績を評価している。試験でのウェイトが70%であり、残りが出席回数によるものである。

前述したように、この講義は理系学部の学生だけでなく、法律系学部の学生の履修者も多い。両者の理解度の違いは、試験の答案によって知ることができる。

試験を行うと、やはり当然のことであるが、法律系 学部の学生の答案では法律用語が的確に用いられてお り、そのため簡潔でありながら正確な答案が多い。そ れに対して理系学部の学生の答案は、法律用語が正確 に使われていないものが多い。

答案を読んだ第一印象では前者により高い点数を与えたくなるが、法律用語の使用に誤りがあるかどうかではなく、設問に対する回答として本質的に正しいかどうかで評価すべきであると考えている。

そのような視点に立って採点し,両者の点数を比較 すると,両者に理解度の違いがあるとは思えない。

理系学部の第一学年の学生は、法律に関する科目を 他にはあまり履修してはいないと想像できるが、理系 学部の学生であっても法律系学部の学生に遜色ないほ どに、制度意義や権利の効力についても理解してい る。

#### 5. 授業改善アンケート

15回の講義が全て終わった後、学生は無記名で授業改善アンケートに答える。このアンケートに、自由に

意見を書く欄があり、そこには辛辣な意見もある。そのようなものは正直なところ読むのはつらいが、今後の講義内容を改善するための参考になる。そのなかでも特に「わかりにくい」というのが多い。特許要件を重要な3つのものに絞って説明していると前述したが、それはアンケートにおけるこのような意見を聞いてのことである。3つの要件のみに絞り、丁寧に説明することで理解を促したいと考えたからである。

他にも、講義のいたらぬ点(説明がうまくないなど) を指摘されることもある。

## 6. おわりに

10年近くも講師を続けながら、いまだ学生が理解しやすい講義ができているとは思えない。学生がより興味の持てる講義内容に変えていかねばならないとも思っている。

前述したように、この講義を履修する学生のなかでは、知的財産全般のうちで特に著作権に興味を持つものが多いように思う。一昨年、本誌に掲載された「大学の教養教育における知財教育 – 茨城大学の事例」 (5) においても、同様の指摘がなされている。学生の一般的な傾向なのかも知れない。そこに学生の興味があるのであれば、講義カリキュラムをそれに合わせて修正して行きたい。

以上,筆者が甲南大学で担当する,理系学部における知財の講義内容を紹介したが,大学での知財教育のカリキュラムをどのように組むかを考える上で拙稿が少しでも参考になれば幸いである。

## 注釈

- (1) 東京地判 H16.1.30(平成 13 年(ワ)第 17772 号)
- **(2)**東京地判 H15.2.26(平成 14 年(ワ)第 6241 号)
- (3) 商標登録第 4684894 号
- (4) 東京地判 H10.6.29(平成 8 年(ワ)第 10218 号)
- (5) 「大学の教養教育における知財教育 茨城大学の事例」荒 木雅也他 2 名パテント 2011 Vol.64 No.14

(原稿受領 2012. 11. 5)